

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 規則
 - 福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 一
 - 福島県教育委員会 四
 - 福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 四
 - 福島県公安委員会 四
 - 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 四

規則

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五号

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福島県屋外広告物条例施行規則（昭和六十一年福島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表県道矢吹小野線の項の次に次のように加える。

県道小野 富岡線	田村郡小野町大字小戸神 字坪毛七六番一地先	田村市滝根町広瀬字矢大 臣五三三番（いわき市境）	道路用地の境界 線から両側五〇 メートル以内 の区域
-------------	--------------------------	-----------------------------	-------------------------------------

県道矢吹 小野線	西白河郡矢吹町赤沢二九 〇番地先（矢吹インター）	田村郡小野町大字小野 町字馬番八八番九地先（
-------------	-----------------------------	---------------------------

別表第二の一の表中

チェンジ入口	石川郡玉川村大字南須釜 字中窪九二番三地先（県 道矢吹小野線現道・旧道 分岐点）	野インターチェンジ出口	石川郡玉川村大字蒜生 羽根石七八番一地先（ 道一一八号交差点）
--------	---	-------------	---------------------------------------

国字	小新	を	に改め
県道矢吹 小野線	西白河郡矢吹町赤沢二九 〇番地先（矢吹インター チェンジ入口）	田村郡小野町大字小野新 町字馬番八八番九地先（小 野インターチェンジ出口）	
富岡線	石川郡玉川村大字南須釜 字中窪九二番三地先（県 道矢吹小野線現道・旧道 分岐点）	石川郡玉川村大字蒜生字 羽根石七八番一地先（国 道一一八号交差点）	
富岡線	田村郡小野町大字小戸神 字坪毛七六番一地先	田村市滝根町広瀬字矢大 臣五三三番（いわき市境）	

様式第三号を次のように改める。

様式第3号(第9条関係)

屋外広告物許可更新申請書

年 月 日

福島県知事

住所

申請者

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名)

(電話番号)

次のとおり屋外広告物の許可の更新をしたいので、福島県屋外広告物条例第10条第3項の規定により申請します。

種類		照明装置	有・無	数量	
表示面積	縦 m×横 m× うち電光表示装置 縦 m×横 m×	高さ	m(地上から広告物上端までの高さ m) ※地上から広告物上端までの高さが4mを超える場合、点検者は「別表1」に記載するいずれかの資格が必要です。保有する資格の番号を「○」で囲むこと。		
表示内容				色彩 ※注1	
表示又は設置年月日 ※注2	年 月 日				
表示区域又は設置場所				地域区分 ※注3	特別・普通 一種・二種
表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで				
前回の許可	年 月 日 第 号	許可 期間	年 月 日から 年 月 日まで		
点検年月日	年 月 日				
点検箇所	点検項目	異常の有・無 ※注4	改善の概要		
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有・無			
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有・無			
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有・無			
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有・無			
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	有・無			
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有・無			
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有・無			
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有・無			
広告版	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有・無			
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有・無			
	3 広告版底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有・無			
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有・無			
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有・無			
	3 周辺機器の劣化、破損	有・無			

その他	1 付属部材の腐食、破損	有・無
	2 避雷針の腐食、損傷	有・無
	3 その他点検した事項 ()	有・無
この点検結果は、事実と相違ありません。		
住所 点検者 氏名		

注

- 1 色彩の欄は、広告物等の種類に応じて色彩が許可基準となる場合に表示面積の二分の一を超えて使用する色彩のマンセル値を記入すること。
- 2 表示又は設置年月日の欄は、広告物等が表示又は設置された年月日（不明の場合は当初の許可年月日）を記入すること。
- 3 地域区分の欄は、特別規制地域等又は普通規制地域等の別及び第一種又は第二種の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。
- 4 異常の有・無の欄は、有を○で囲む場合、改善の概要を記入すること。
- 5 広告物等の現状を撮影したカラー写真（許可の期間の満了の日から起算して3月以内に撮影したものに限り。）を添付すること。
※広告物等を補修した場合は、補修前後のカラー写真を添付すること。

【別表1】（点検者の資格中、該当する番号全てを○で囲み、資格を証明する書類の写しを添付すること。）

点検者の資格 (地上から 広告物上端 までの高さ が4mを超 える広告 物)	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋外広告士(屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者をいう。) 2 一級又は二級建築士 3 広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者 4 屋外広告物点検技能講習修了者((一社)日本屋外広告業団体連合会又は(公社)日本サイン協会が開催する点検技能講習を受講した者をいう。) 5 知事が適当と認めるもの
--	---

■ その他の保有資格

地上から広告物上端までの高さが4m以下の広告物に関しては**点検者の資格の有無を問わない**が、別表1以外で屋外広告物点検に係る保有資格があれば記載すること。

その他の保有資格	() ※参考 特種電気工事資格者(ネオン工事)、電気工事士、第一種・第二種又は第三種電気主任技術者、自治体が開催する屋外広告物講習会受講修了者 など
----------	---

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画課)

福島県教育委員会

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第四号

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

福島県立特別支援学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表福島県立だて支援学校の項の次に次のように加える。

福島県立あだち支援学校		
高等部	中学部	小学部
普通科		
本宮市	二本松市	

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(特別支援教育課)

福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月4日

福島県公安委員会委員長 江 尻 陽 子

福島県公安委員会規則第1号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則（昭和32年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第14条中「6課、1所及び1隊」を「7課及び1所」に、「組織犯罪対策課」を「組織犯罪対策課 」、「科学捜査研究所 」、「機動捜査隊」を「科学捜査研究所」に改める。

第15条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。

第15条の2を削る。

第18条の次に次の2条を加える。

(捜査支援分析課の所掌事務)

第18条の2 捜査支援分析課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 犯罪捜査の支援に関すること。
- (2) 犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析に関すること。
- (3) 急訴事件又は重要事件発生時の初動捜査に関すること。
- (4) 緊急配備発令時の捜査活動に関すること。
- (5) 窃盗事件その他重要事件に係る必要な捜査に関すること。
- (6) その他本部長又は刑事部長の命ずる犯罪の捜査に関すること。

(機動捜査隊)

第18条の3 捜査支援分析課に福島県警察機動捜査隊（以下「機動捜査隊」という。）を附置する。

2 機動捜査隊においては、前条第3号から第6号までの事務をつかさどる。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第26条第2号中「自動車等の」の次に「運転免許及び」を加える。

第38条中「、機動捜査隊」を削る。

第38条の2第1項中「捜査支援分析室、検視官室」を「検視官室、機動捜査隊」に改め、「室長（）」の次に「機動捜査隊及び」を加える。

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

(警 務 課)